

## 広報いなぎ掲載取扱基準

平成 29 年 8 月 31 日  
市 長 決 裁

### (目的)

第 1 条 この基準は、稲城市の広報紙「広報いなぎ」に掲載できる記事の範囲その他の掲載の可否を判断するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 広報いなぎは、市政情報を市民へ広く周知することを目的に企画部秘書広報課が編集及び発行する情報伝達媒体であって、その編集に際しては、市民に情報を的確に伝えることにより、市政に対する理解、関心等を醸成するよう努めるものとする。

### (掲載基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する記事は、広報いなぎに掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある記事
- (2) 政治団体等が主催する行事、会員募集等の記事その他の政治活動とみなされるおそれのある記事
- (3) 宗教団体等が主催する行事、会員募集等の記事その他の宗教活動とみなされるおそれのある記事
- (4) 企業等が主催する行事等で、営利目的を有し、又は営業宣伝活動とみなされるおそれのある記事
- (5) 個人又は市民サークルその他の団体が主催する教室等の催しで、自宅を会場とする等の個人的な活動とみなされるおそれのある記事。ただし、市民サークル等が主催する催し、会員募集等に係る記事については、市教育委員会が発行する生涯学習だより「ひろば」への掲載を別途依頼する。
- (6) 内容又は責任の所在が不明確な記事
- (7) 対象者、参加者等が著しく限定されている記事

2 前項に規定するもののほか、取材記事「わがまち稲城」に採用及び掲載する記事の基準については、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項に該当しないこと。
- (2) 対象は、市民及び市内において活動する団体とし、スポーツ、文化芸術等の部門において、東京都大会に優勝し、全国大会に出場する等の好成績を収めたときとすること。

(掲載優先順位)

第4条 広報いなぎに掲載する記事の優先順位は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、紙幅の都合上、紙面を確保できない場合は、より上位の記事を優先して掲載する。

- (1) 市政情報、市の主催事業等に関する記事
- (2) 市が共催する事業等に関する記事
- (3) 市の指定管理事業等に関する記事
- (4) 市内公益法人等からのお知らせ
- (5) 国、東京都等の官公庁その他の行政機関からのお知らせ

2 前項の規定にかかわらず、公共性及び公益性が高く、市長が掲載を適切と認める記事については、他の記事に優先して掲載することができる。

(編集方針)

第5条 広報いなぎの編集方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 読者である市民の視点を意識し、情報を分かりやすく正確に伝えるため、文章表現はできる限り平易なものとする。
- (2) 市政に対する市民の興味、関心、共感等を惹起するよう、写真、イラスト、図表等を有効に活用する。
- (3) 市民が知りたい情報を見つけやすくするよう、読者層を意識した記事の分類化を行う。
- (4) 限られた紙面の中で情報を的確に伝えるため、掲載記事を補足する情報の媒体として、市ホームページその他の広報媒体を活用し、適切な誘導を行う。
- (5) 同じ内容の記事は、原則として複数回掲載しないこととし、広報いなぎ又は生涯学習だより「ひろば」に掲載した記事は、重ねて他方に掲載しないものとする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、広報いなぎについて必要な事項は、企画部秘書広報課長が定める。

付 則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

付 則

この規準は、令和3年4月1日から施行する。